

蒲郡市こども食堂運営事業費補助金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食事の提供を通してこどもの孤食を防止し、こどもが地域で安心して過ごせる居場所づくりを目的として、こども食堂（支援を必要とするこどもに対し、地域において食事の提供を主とした支援を実施する場をいう。以下同じ。）の設置及び運営に係る経費に対し、予算の範囲内において蒲郡市こども食堂運営事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内においてこども食堂を設置し、及び運営する事業であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) こども食堂の利用者は、市内に在住するこども（18歳未満の者をいう。以下同じ。）であって、支援を必要とするものであること。ただし、その者の保護者並びにその他のこども及び地域の高齢者、障害者等が利用することを妨げない。
- (2) こども食堂を月1回以上開催すること。
- (3) こども食堂を開催する時間は、1開催日当たり2時間以上であること。
- (4) 1回の開催につき、平均して5人以上のこどもが利用していること。
- (5) 食事の提供におけるこどもに係る負担は、無料又は低額（食材費相当額程度）であること。
- (6) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、管轄の保健所の指導に基づき、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等諸法令に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。
- (7) 火災等の災害時におけるこどもの安全対策に関し、適切な管理体制が構築されていること。
- (8) 食事の提供のほか、学習面での支援、レクリエーション活動の場の提供等により、こどもが安心かつ健全に過ごせる環境を確保するよう努めること。
- (9) 開催日においては、常駐の責任者を配置すること。

(10) 設備、周囲の環境、開催時間等に配慮するとともに、利用者及び事業従事者の傷害保険に加入する等の安全確保に努めること。

(11) 営利活動（利用者からの食材等の実費相当額の徴収を除く。）、宗教的活動又は政治的活動を行わないこと。

2 前項の規定に基づきこども食堂を設置しようとする者又は設置する者が、やむを得ない事由により一時的に行うフードパントリー（弁当配布を含む。）等の代替事業で、市長が適当と認める場合は補助対象事業とすることができる。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を満たす団体（以下「補助対象者」という。）とする。

(1) こども食堂を1年以上継続して運営する意思及び能力を有すると認められる団体

(2) 市内に活動拠点のある3人以上により構成される法人その他の団体であって、組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等を有しており、団体又はその構成員において地域活動又は子育て支援に関する活動実績があるもの

(3) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、管轄の保健所の指導に基づき、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等諸法令に基づく適切な衛生管理体制を構築する団体

(4) 活動の内容が公序良俗に反するものでない団体

(5) 蒲都市暴力団排除条例（平成23年蒲都市条例第3号）に規定する暴力団でない団体、暴力団員が構成員となっていない団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費を合算した額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、別表第2の左欄に掲げる1開催日当たりの平均提供食数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を1のこども食堂当たりの限度とする。

3 補助金は、補助金の交付を申請する日の属する年度の4月1日から当該年度の3月31日までの間に開催するこども食堂及びフードパントリー等に係る補助対

象経費に対して交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市こども食堂運営事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体の規約等、構成員の名簿及び活動実績が分かる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 同一の申請者が市内において2以上のこども食堂を設置し、及び運営する場合は、当該こども食堂ごとに補助金の交付申請をすることができるものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、蒲郡市こども食堂運営事業費補助金交付決定通知書（第4号様式）により、速やかに申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により、補助金を交付することが不適当と認めたときはその理由を付して、蒲郡市こども食堂運営事業費補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、速やかに不交付の決定を申請者に通知しなければならない。

（補助事業の変更承認申請）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定後、事情の変更により補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ蒲郡市こども食堂運営事業費補助金変更承認申請書（第6号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、蒲郡市こども食堂運営事業費補助金変更承認通知書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ蒲郡市こども食堂運営事業費補助金廃止承認申請書（第8号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、蒲郡市こども食堂運営事業費補助金廃止承認通知書（第9号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

(実施状況の報告)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の運営状況について補助事業者へ報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のうちいずれか早い日までに、蒲郡市こども食堂運営事業費補助金実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（第11号様式）
- (2) 収支決算書（第12号様式）
- (3) 写真その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、蒲郡市こども食堂運営事業費補助金額確定通知書（第13号様式）により、補助事業者へ通知しなければならない。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、蒲郡市こども食堂運営事業費補助金精算払請求書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 補助事業者は、規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、蒲郡市こども食堂運営事業費補助金概算払請求書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく市長の決定若しくは指示に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は変更したときは、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(協力)

第15条 補助事業者は、子育て支援に関して市が実施する施策に可能な限り協力するものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

補助対象経費

運営経費	食材費、謝礼金（交通費含む。）、使用料、賃借料、光熱水費、広報費、消耗品費、保険料、検便代等事業を実施する上で必要と認められる経費
------	---

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 団体の構成員の賃金及び役員の報酬、団体の事務所の維持管理費並びに借上料等の団体の運営に係る経費
- (2) 団体の構成員の親睦等のための会合及び会議の開催に係る経費並びに飲食に係る経費
- (3) 既に国、地方公共団体（蒲郡市を含む。）その他これらに類するものから補助金、助成金、給付金等の対象事業として採択されている事業の対象経費

別表第 2（第 4 条関係）

補助金の限度額

1 開催日当たりの こどもに対する平 均提供食数	補助限度額
5 食以上 9 食以下	1 開催日当たり 2, 5 0 0 円。ただし、補助金の交付を受ける年度において 6 万円を限度とする。
1 0 食以上 1 9 食 以下	1 開催日当たり 5, 0 0 0 円。ただし、補助金の交付を受ける年度において 1 2 万円を限度とする。
2 0 食以上 2 9 食 以下	1 開催日当たり 7, 5 0 0 円。ただし、補助金の交付を受ける年度において 1 8 万円を限度とする。
3 0 食以上	1 開催日当たり 1 0, 0 0 0 円。ただし、補助金の交付を受ける年度において 2 4 万円を限度とする。

備考 平均提供食数は、補助金を申請する年度におけるこどもに対する総提供食数を総開催日で除した数とする。